

審 査 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名 : 風俗営業等適正化法
根 拠 条 項 : 第9条第4項
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者 (委任先) : 青森県公安委員会
法 令 の 定 め : 風俗営業等適正化法第5条第1項 (許可の申請)、第9条第3項第1号 (許可証の記載事項の変更の届出)、第9条第4項 (許可証の書換え) 風俗営業等適正化法施行規則第1条 (書換え申請書の提出)、第22条において準用する第17条 (許可証の書換えの手続)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 合 せ 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考 :